

第7

資料

1 ライフステージに応じた障害者福祉サービス

この資料は、「第4 分野別施策の基本的方向」を踏まえ、こういった施策がライフステージごとに展開されるかをイメージしていただくために、幼少期、少年期、青年期・壮年期、老年期へと続くライフステージ別の施策展開及び障害別の主な障害者福祉サービスを整理したものです。

《ライフステージ別の施策展開》

幼少期（乳幼児）（0歳～就学まで）

乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病などの早期発見，長期療養児療育相談指導などを実施することにより，予防から療育までの一貫した連携体制の構築に努めます。

少年期（学齢期）（就学～卒業まで）

障害児の在宅生活を支援するため，障害児通園事業などの拡充を図るとともに，障害児が地域の子ども同士とのふれあいの中で健やかに育つよう，放課後児童クラブの充実に努めます。

小・中学校の特殊学級や盲・ろう・養護学校において，障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力や可能性を最大限に伸ばすため，その教育システムと教育内容の充実に努めます。

盲・ろう，養護学校は，地域における障害児教育に関する相談のセンターとして，障害のある児童生徒又はその保護者に対する教育相談などを実施します。

青年期・壮年期（卒業～64歳まで）

障害の特性に応じた相談支援体制を充実させるとともに，障害者の権利を擁護するため，福祉サービス利用援助事業，福祉サービス苦情解決事業などの充実に努めます。

障害者の施設などから地域への移行を促進するため，ホームヘルプサービス，デイサービス，ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実させるとともに，地域での住宅を確保するため，グループホーム，福祉ホームなどの住宅支援を行います。

さらに，障害者の経済的自立を促進するため，一般の事業所による雇用・就業機会の拡大を図るとともに，通所授産施設，福祉工場などの働く場の確保を図ります。

老年期（65歳～）

介護保険制度による高齢者施策などと連携し，障害者が必要な在宅サービスや施設サービスを利用できるよう，サービスの供給体制の整備に努めます。

この表は、主な障害者福祉サービスを分野、ライフステージごとにまとめたものです。概ねの目安であることから、施策によっては、年齢区分の定義などが異なる場合があります。

《身体障害（児）者》

区分	幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
保健・医療・福祉	予防・治療 乳幼児健康診査 療育相談指導 乳児マス・スクリーニング検査 周産期母子医療センター			老人保健法に基づく基本健康診査等 老人性痴呆疾患センター
	保健・医療サービス 育成医療（18歳未満） 心身障害児（者）歯科診療（訪問歯科診療及び訪問口腔ケア） 重度心身障害者医療費公費負担制度 救急医療情報ネットワーク 身体障害者リハビリテーションセンター		更生医療（18歳以上）	
	生活支援体制 障害児（者）地域療育等支援事業 児童相談所 福祉サービス苦情解決事業 障害者の権利相談ダイヤル 市町村等による各種相談 介護実習普及センター		福祉サービス利用援助事業 生活支援事業 身体障害者更生相談所 成年後見制度	
	在宅サービス デイサービス ホームヘルプサービス（ガイドヘルプサービス含む） ショートステイ 重症心身障害児（者）通園事業 障害児保育 放課後児童クラブ 生活訓練事業（歩行訓練，発声訓練） 日常生活用具の給付又は貸与 補装具の交付・修理 ボランティアセンター 身体障害者世帯向け県営住宅 障害者住宅整備資金の貸付 県営住宅への入居優遇措置		福祉ホーム	

高齢者施策・障害者施策により実施

区分		幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）	
保健・医療・福祉	施設サービス	肢体不自由児施設，肢体不自由児通園施設		身体障害者更生施設	高齢者施策・障害者施策により実施	
		盲，ろうあ児施設，難聴幼児通園施設		身体障害者療護施設		
国立療護所重症心身障害児委託病棟		更生訓練費，就職支度金				
教育	就学奨励金					
雇用・就業			福祉工場（15歳以上）			
			授産施設（15歳以上）			
			作業所（15歳以上）	雇用・就業の各援助機関による支援		
				広島障害者職業能力開発校		
生活環境	身体障害者自動車運転免許取得費・改造費助成					
	リフト付き乗用車の運行					
	障害者福祉バスの運行		運転適性検査			
	ファックス110番		税金の軽減，交通・移動等に係る使用料・手数料等の割引			
情報・コミュニケーション	パソコン等の周辺機器の購入助成（障害者情報バリアフリー化支援事業）					
	手話奉仕員，要約筆記奉仕員の派遣					
	点訳・朗読奉仕員の派遣					
	県立点字図書館，広島県聴覚障害者センター					
その他（年金など）	身体障害者手帳の交付					
	障害者世帯に対する生活福祉資金貸付金					
	児童扶養手当，特別児童扶養手当（20歳未満）					
	障害児福祉手当（20歳未満）		特別障害者手当（20歳以上）			
	心身障害者扶養共済制度		国民年金（20歳以上） 障害基礎年金			

《知的障害児(者)》

区分		幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
保健・医療・福祉	予防・治療	乳幼児健康診査 乳児マス・スクリーニング検査 周産期母子医療センター		老人保健法に基づく基本健康診査等	
	保健・医療サービス	心身障害児(者) 歯科診療（訪問歯科診療及び訪問口腔ケア） 重度心身障害者医療費公費負担制度 通院医療費公費負担制度 救急医療情報ネットワーク			老人性痴呆疾患センター
	生活支援体制	福祉サービス利用援助事業			
		障害児(者) 地域療育等支援事業 児童相談所 福祉サービス苦情解決事業 障害者の権利相談ダイヤル	知的障害者更生相談所		
		成年後見制度			
医療・福祉	市町村等による各種相談 こども家庭センター（仮称）				
	在宅サービス	デイサービス ホームヘルプサービス（ガイドヘルプサービス含む） ショートステイ 重症心身障害児(者) 通園事業 障害児保育 放課後児童クラブ 日常生活用具の給付又は貸与 ボランティアセンター			
福祉ホーム グループホーム 通勤寮					
障害者住宅整備資金の貸付 県営住宅への入居優遇措置					
施設サービス		知的障害児施設		知的障害者更生施設	
		国立療護所重症心身障害児委託病棟			

高齢者施策・障害者施策により実施

区分	幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
教育		就学奨励金		高齢者施策・障害者施策により実施
雇用・就業			福祉工場（15歳以上） 授産施設（15歳以上） 作業所（15歳以上） 雇用・就業の各援助機関による支援 広島障害者職業能力開発校	
生活環境	ファックス110番			
	税金の軽減，交通・移動等に係る使用料・手数料等の割引			
情報・コミュニケーション				
その他（年金等）	療育手帳の交付 障害者世帯に対する生活福祉資金貸付金 児童扶養手当，特別児童扶養手当（20歳未満） 障害児福祉手当（20歳未満） 心身障害者扶養共済制度		特別障害者手当（20歳以上） 国民年金（20歳以上） 障害基礎年金	

《精神障害者》

区分	幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）						
保健・医療・福祉	予防・治療				老人保健法に基づく基本健康診査等					
					総合精神保健福祉センター・保健所					
	保健・医療サービス				老人性痴呆疾患センター					
					精神科デイケア					
					通院医療費公費負担制度 精神科救急医療システム・精神科救急医療情報ネットワーク					
生活支援体制				福祉サービス利用援助事業						
				生活支援事業						
				福祉サービス苦情解決事業						
				障害者の権利相談ダイヤル						
							成年後見制度			
							市町村等による各種相談			
							精神障害者地域生活支援事業 こころの健康相談（こころの電話，広島いのちの電話）			
在宅サービス				ホームヘルプサービス						
				ショートステイ						
				ボランティアセンター						
							福祉ホーム			
							グループホーム			
県営住宅への入居優遇措置										
サービス施設				生活訓練施設（援護寮）						

高齢者施策・障害者施策により実施

区分	幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
教育				高齢者施策・障害者施策により実施
雇用・就業			福祉工場（15歳以上） 授産施設（15歳以上） 作業所（15歳以上） 雇用・就業の各援助機関による支援 広島県立高等技術専門学校	
生活環境	ファックス110番 税金の軽減，交通・移動等に係る使用料・手数料等の割引			
情報・コミュニケーション				
その他（年金等）	精神障害者保健福祉手帳の交付 障害者世帯に対する生活福祉資金貸付金 児童扶養手当・特別児童扶養手当（20歳未満） 障害児福祉手当（20歳未満）			
			特別障害者手当（20歳以上） 国民年金（20歳以上） 障害基礎年金	

2 障害者に関するシンボルマーク

この資料は、障害者などに対する様々なバリアを取り除き、誰もが互いに尊重し支えあう環境づくりへ向けた公的機関や民間団体などの取組をより身近に感じていただけるように、障害者などに関係した各種シンボルマークの一例を紹介しています。（「第4 分野別施策の基本的方向」の中で記載しています「身体障害者補助犬」、「身体障害者マーク」（道路交通法）は除いています。）

	<p>《国際》 視覚障害者を示すマークです。</p> <p style="text-align: right;">【世界盲人連合】</p>
	<p>《国際》 聴覚障害者を示すマークです。</p> <p style="text-align: right;">【世界ろう連盟】</p>
	<p>国内 聴覚障害者を示す「耳のシンボルマーク」です。</p> <p style="text-align: right;">【（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】</p>
	<p>《国際》 障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを明確に示す世界共通の「国際シンボルマーク」です。車いす利用者のみが対象ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【国際リハビリテーション協会】</p>
 <p>ハートビル</p>	<p>国内 ハートビル法に適合した施設・設備であることを示した認定証です。</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
	<p>国内 不特定多数の人が利用する観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設において、一見してその表現内容を理解できるよう標準使用されている「標準案内用図記号」です。左記のほか全125種類（うち104種類が日本工業規格（JIS）化）の図記号があります。 上から「車椅子スロープ」、「エスカレーター」、「乳幼児用設備」を意味します。</p> <p style="text-align: right;">【交通エコロジー・モビリティ財団】</p>
	<p>《国際》 目の不自由な人々のために、手で触ったり耳で音を聞いて確かめて遊ぶことができるよう配慮が施された玩具（晴盲共遊玩具）を示す「盲導犬マーク」です。</p> <p style="text-align: right;">【国際玩具産業協議会】</p>
	<p>国内 障害者等を含む全ての人々にとって、電気通信に係る機器やサービス等が円滑かつ容易に利用できるように考慮された製品であることを示す「アクセシビリティ」マークです。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信アクセス協議会】</p>
 <p>障害者OK</p>	<p>国内 著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク（自由利用マーク）で、このうち「障害者のための非営利目的利用OKマーク」（左記）は、障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるものです。</p> <p style="text-align: right;">【文化庁】</p>

《国際》は、世界各国の関係団体による国際会議において、採択・承認されたものです。

3 広島県障害者プラン用語解説

介護保険制度（P2）

平成12年4月から、介護費用を安定的に賄うため、40歳以上の人の保険料と国・県・市町村の負担金を財源として社会保険方式で運営され、利用者の選択により、民間を含む多様なサービス主体から、保健、医療、福祉にわたる介護保険サービスを総合的に提供される制度。

ハートビル法（P2）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律）

全ての人に利用しやすい建物をつくることを目的として、多数のひとが利用する建物の施設整備基準（特定建築物が満たすべき利用円滑化基準）等を定めた法律。平成15年4月1日から特別特定建築物（病院、デパート等）の建築については、利用円滑化基準への適合が義務化されている。

交通バリアフリー法（P2）

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設や車両のバリアフリー化を推進すること、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的として施行された法律。

欠格条項（P2）

障害があるという理由で免許・資格取得の制限・禁止を定めている法令あるいは条文のこと。

デジタル・デバイド（情報格差）（P2）

情報通信機器に精通しているかどうかで生じる経済的社会的格差。情報通信機器を自由に操れる人ほど就職に有利にはたらく傾向にあり、個人の所得格差を生む要因の一つとなっている。

通院医療費公費負担制度（P11）

精神疾患の通院医療費について、精神保健福祉法第32条に基づき、5%を本人が負担し、残りを健康保険と公費で負担する制度。

特定疾患治療研究事業承認数（P12）

原因が不明であり、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断技術が一応確立しているが、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法により、

一定の症例数を確保しないと原因の究明，治療方法の開発等に困難を来すおそれのある疾患を特定して治療研究を推進することにより，特定疾患に関する医療の確立，普及を図るとともに，患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした事業の承認数のこと。

NPO (Non Profit Organization)(P 1 6)

民間非営利組織といわれるもので，不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことを指す。

平成10年に，法人格を付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立している。

障害者福祉強調月間 (P 1 7)

県では，毎年9月を「障害者福祉強調月間」と定め，障害や障害者に対する正しい理解の促進と障害者の自立更生意欲の高揚を図るためのさまざまな普及啓発活動を実施する期間としている。

障害者週間 (P 1 7)

毎年12月3日から12月9日までの1週間をいう。平成7年6月に国の障害者対策推進本部により決定された。12月3日は国際障害者デーであると同時に障害者基本法公布の日，また同月9日は「障害者の日」であり，この1週間を，障害者自らの自立と社会参加への意欲と国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間としている。

福祉教育 (P 1 8)

国，地方公共団体，民間団体，ボランティアなどが主に住民を対象として，福祉についての知識や理解，住民参加を促すために，講習，広報等の手段により行う教育のこと。

交流教育 (P 1 8)

盲・ろう・養護学校及び小・中学校の障害児学級と，幼稚園，小学校，中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流活動を展開することにより，児童生徒などの社会性や豊かな人間性を育むとともに，障害のある児童生徒などに対する理解を推進する教育のこと。

生活習慣病 (P 1 9)

これまで成人病といわれてきたものを，健康増進と発病予防に一人ひとりが主体的に取り組むよう認識を改めるために呼び方を変えたもの。

生活習慣が発症に深く関与しているものとして，喫煙と肺がんや肺気腫，動物性脂肪の過剰摂取と大腸がん，食塩の過剰摂取と脳卒中，アルコールと肝硬変，肥満と糖尿病などが挙げられる。

21世紀における国民健康づくり運動 (健康日本21)(P 1 9)

「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」の実現を図るため，平成12

年度に策定された国の施策のこと。

行政のみならず、広く国民の健康づくりを支援する民間団体などの積極的な参加・協力を得ながら、国民が主体的に取り組める健康づくり運動を総合的に推進することとしている。

健康増進法（P19）

「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じることを目的として施行された法律のこと。（平成15年5月1日施行）

マス・スクリーニング検査（P19）

対象グループ全体に対する特定の疾患を発見するための検査のこと。新生児を対象とする先天性代謝異常検査などがある。

周産期医療（P19）

妊娠満22週から生後1週間未満の期間を周産期といい、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があるため、この時期に、母体・胎児・新生児を総合的に管理し、高度・専門的な医療を効果的に提供することにより、母と子の健康を守る医療のこと。

広島県地域保健対策協議会（P20）

県内全域における保健医療福祉に関する新たな課題の方向性や解決に向けての調査・研究・協議を行う場として昭和44年に設置された、広島大学、広島県医師会、広島県及び広島市で構成する組織。

総合精神保健福祉センター（P20）

地域における精神保健福祉の向上を図るため、医師、保健師等が、障害者のいろいろな相談及び治療を行う施設

精神科デイケア（P20）

精神科通院医療の一形態として、精神障害者などに対して昼間の一定期間、医師の指示及び十分な指導・監督のもとに一定の医療チームにより生活指導や作業指導など、社会復帰に向けての集団治療を行うもの。

老人性痴呆疾患センター（P20）

保健・医療・福祉機関と連携を図りながら、老人性痴呆疾患患者などの専門医療相談、鑑別診断・治療方針選定、夜間や休日の救急対応を行うとともに、地域保健医療・福祉関係者に技術援助などを行う施設のこと。

慢性腎不全 (P20)

慢性腎炎などの腎臓病の進行や、腎臓以外の病気の合併症によって腎機能障害が発症し、機能が著しく低下した状態のこと。

根治療法は腎移植のみであるが、その他の療養法としては、食事療法、薬物療法、透析療法などがある。

心身障害児(者)(P21)

身体又は精神に相当程度の障害をもつ者の総称。

平成5年に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められたことに伴い、「心身障害者」という表現は使用せず、単に「障害者」とする方向にある。

地域リハビリテーション (P21)

障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れた地域で、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動全てをいう。

広島県救急医療情報ネットワーク (P21)

行政機関、医療機関、医師会などが連携して、救急患者をその症状に適した医療機関に迅速に搬送するための情報提供システムのこと。

県内の医療機関に情報端末を設置し(平成16年4月1日現在、165機を設置)、広く情報提供を行っている。

障害者医療推進歯科医師 (P21)

障害者などがより身近な地域で歯科医療が受けられるよう、歯科医療体制の充実を図るために実施した研修を受講した歯科医師のこと。

訪問歯科診療及び訪問口腔ケア (P21)

歯科医師や歯科衛生士が、在宅や施設の障害児・者に対して、訪問により行う歯の治療や口腔機能の回復(リハビリテーション)のこと。

広島県福祉関連産業情報システム(コクーンHiroshima21)(P22)

利用者ニーズにあった福祉用具の開発・流通、普及を支援するため、福祉用具の利用者と提供者(製造・販売など)の情報交流の場と福祉関連情報の提供を行うシステムのこと。

ヒューマンサポート工学技術 (P23)

心身にハンディキャップをもつ人に対して、工学的側面から支援をおこなうことを目的とする技術のこと。広くとらえるならば、この技術の範ちゅうには、障害者や高齢者のための歩行補助具や会話支援装置などに限らず、近視の人に対するメガネなどまで含まれる。

この技術から創出される機器・設備は、サポート用具、アシスト機器、テクノ(テクニカ

ル)・エイドなど、様々に呼ばれるが、「要介護者のための介護用機器」ではなく、「障害者自らが生活するための自立支援機器」であることが大きな意味を持っている。

身体障害者更生相談所 (P25)

身体障害者福祉法に基づき、都道府県(必置)等が設置する相談・指導機関のこと。
主な業務としては、身体障害者更生援護施設への入所などに係る市町村間の連絡調整など、身体障害者に関する相談及び指導のうち専門的知識及び技術を必要とするもの、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定などを実施している。

知的障害者更生相談所 (P25)

知的障害者福祉法に基づき、都道府県(必置)等が設置する相談・指導機関のこと。
主な業務としては、知的障害者に関する問題につき相談に応ずること、18歳以上の知的障害者の医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに必要な指導などを実施している。

コミュニケーション障害 (P25)

脳血管性疾患や事故などにより、「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」といった言語機能に何らかの障害があること。

二次障害 (P25)

成人障害者、特に脳性マヒの人に見られる既存の障害(一次障害)の増悪や、新たに出現した障害のこと。たとえば、手足のしびれ、顎の痛み、よく転ぶ、ものを落とす、排尿の変化、肩のこり、腰痛、関節痛などの身体症状のほか、イライラする、ものを忘れる、精神疲労など症状は幅広く様々である。

二次障害のうち、強度行動障害とは、激しい不安や興奮、混乱の中で、攻撃、自傷、多動、固執、不眠、拒食、強迫などの行動上の問題が強く頻繁に日常生活に出現し、著しく処遇困難になった状態のこと。

ケアマネジメント手法 (P25)

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。

利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

ろうあ者専門相談員 (P25)

聴覚障害者の一般生活上の諸問題に係る相談に手話によって応じ、必要な助言、指導、関係機関への連絡などを行う者のこと。

相談員は、県内の地域事務所などに配置され、FAXや電子メールなどによる対応も行っている。

介護実習普及センター（P25）

高齢者介護の実習などを通じて地域住民への介護知識，介護技術の普及を図るとともに，「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発するための施設として，都道府県などに設置されているものをいう。また，介護機器を展示するとともに相談体制を整備し，介護機器の普及を図ることを目的とする事業も実施している。

難病相談・支援センター（P26）

地域で生活する難病患者などの日常生活における相談・支援，地域交流活動の促進及び就労促進などを行う施設のこと。

福祉サービス利用援助事業（P27）

痴呆性高齢者，精神障害者，知的障害者など，判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう，福祉サービスの利用に関する情報提供，助言，手続の援助，利用料の支払など，福祉サービスの適切な利用のための一連の支援を一体的に行う事業のこと。

福祉サービス運営適正化委員会（P27）

福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより，利用者が事業者と対等な立場で契約を結び福祉サービスを適切に利用できるように，利用者の権利を擁護することを目的として設置された社会福祉法に基づく第三者機関のこと。

委員の構成は，中立公正な立場から，多様な事例に対応できるように，社会福祉，法律，医療などに関する学識経験を有する者で構成されている。

障害者の権利相談ダイヤル（P27）

障害者の権利擁護や財産管理の問題などに関して，専任相談員や弁護士などが電話や面接により相談に応じている。

成年後見制度（P27）

痴呆性高齢者，知的障害者，精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度のこと。

平成11年12月の民法改正により，従来の禁治産・準禁治産者制度を後見・保佐の制度に改め，新たに軽度の精神上的の障害がある者を対象とする補助の制度が創設された。

ホームヘルプサービス（P28）

ホームヘルパーが障害者の家庭を訪問し，入浴，排泄，食事などの介護，調理，洗濯，掃除などの家事や生活などに関する相談，助言など日常生活上の世話を行う居宅介護サービスのこと。

移動介護等のガイドヘルプサービスも居宅介護サービスに含まれる。

デイサービス，ショートステイと並んで，いわゆる在宅3本柱を構成する。

デイサービス（P28）

在宅の障害者などが施設に通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種サービスの提供を受けること。

なお、通所するために必要な場合には、リフト付き車両などによる送迎サービスも行われる。

ショートステイ（P28）

介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする障害者を施設などに短期間入所させ、必要なサービス等を提供する事業のこと。

グループホーム（P28）

地域社会の中にある住宅において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態のこと。

同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われている。

福祉ホーム（P28）

ある程度の自活能力があって、家庭環境や住宅事情などの理由から、家族との同居や住居の確保が難しい障害者に対し、居室と日常生活に必要な便宜を低額な料金で提供する施設のこと。

相互利用制度（P28）

近隣において、デイサービス、ショートステイを利用することが困難な障害者が、身体障害及び知的障害の種別を越えてサービスを相互に利用したり、介護保険法上の事業所を利用したりすることにより、身近なところでのサービス利用を可能にする制度のこと。

障害児保育（P28）

市町村の障害児保育施設で障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所や幼稚園で健常児と一緒に保育する場合がある。

放課後児童クラブ（P28）

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設のこと。

日常生活用具（P29）

浴槽、便器、パソコン、ファックスなど、在宅の障害者の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具のこと。

地域福祉支援計画，市町村地域福祉計画（P30）

平成12年6月の社会福祉事業法などの改正によって公布，施行された社会福祉法に新たに規定された事項であり，各都道府県は地域福祉支援計画（108条）を，各市町村は，地域福祉計画（107条）を策定することとされている。（平成15年4月1日から施行）

地域福祉支援計画とは，地域福祉を推進する上での共通する理念や主要施策などについて記述し，福祉の総合計画として，地域という視点から児童福祉，障害者福祉，高齢者福祉などを横断的に再構成した計画のこと。

地域福祉計画とは，地域住民などの意見を十分に踏まえ，地域における福祉サービスの利用の促進，社会福祉事業の健全な発達，住民の地域福祉活動への参加促進などを図るため，各市町村が整備すべき社会福祉サービスや施設について数値目標を明記した計画のこと。

通所授産施設（P30）

一般就労が困難な障害者が通所し，必要な訓練を行うとともに，福祉的就労の場として，自立に必要な支援などを受ける施設のこと。

授産施設には，身体障害者，知的障害者，精神障害者の各授産施設がある。

小規模通所授産施設（P30）

平成12年の社会福祉法改正により，授産施設の設備・運営に関する基準や社会福祉法人の要件などが緩和された法定施設のこと。

人数規模は10～19人，共同（混同）利用が可能，法人設立の資産要件は1000万円以上となっている。

自活訓練事業（P30）

知的障害者施設の入所者が，地域で自立した生活を行えるよう関係職員からの支援の下で，施設内または隣接した建物に一定期間個室で生活を行い，日常生活に必要な基本的知識を習得する訓練事業のこと。

地域生活推進特別モデル事業，地域生活推進員（P30）

障害者の地域生活移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進するため，関係市町村と施設が連携し，福祉サービスなどの利用のための相談や住居，活動の場などについての支援を総合的に行うとともに，障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する事業のこと。

地域生活推進員とは，事業実施市町村が配置する障害者の相談・援助業務の経験がある福祉関係従事者のこと。

障害者・児施設のサービス共通評価基準（P31）

三障害すべての障害者・児施設（入所及び通所施設）は，自らサービス内容について点検・評価（自己評価）を行うとともに，第三者による客観的評価（第三者評価）を受けることにより，サービスの質の向上に向けた取組を行うために参考とするサービスの評価基準のこと。

医療安全支援センター（P31）

医療に関する患者・家族などと医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的に、患者・家族などからの相談に応じるとともに、医療安全推進方策の検討などを行うセンターのこと。

理学療法士（P32）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体障害者に対し、主として基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせるとともに電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを業務とする者のこと。

作業療法士（P32）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせるとを業務とする者のこと。

言語聴覚士（P32）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。

音声機能、言語機能又は聴覚障害者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者のこと。

修学資金貸付事業（P32）

生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金の一種。

低所得者、障害者、高齢者などに対し、高等学校、短期大学、大学又は専門高等学校に就学するのに必要な経費（修学費）、あるいは入学に際し、必要な経費（就学支度費）として貸し付けられる事業のこと。

社会福祉士（P32）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づくソーシャルワーク専門職の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障のある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者のこと。

介護福祉士（P32）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づくケアワーク専門職の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者に、入浴、排泄、食事、その他の介護を行うほか、介護サービス利用者及び介護者を指導することを業務とする者のこと。

精神保健福祉士（P32）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他援助を行うことを業務とする者のこと。

ホームヘルパー（P32）

日常生活を営むのに支障がある障害者などの家庭などを訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買物、関係機関などとの連絡、生活・身上・介護に関する相談・助言などを業務とする者のこと。

ガイドヘルパー（P32）

外出時の移動の介護など外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのこと。

重度視覚障害者、全身性障害者及び知的障害者が、生活上外出が不可欠なときや余暇活動など社会参加のために外出するときにおいて、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

社会福祉人材育成センター（P32）

社会福祉に対して理解と関心を深めるための情報提供、社会福祉施設など福祉の職場での就職を希望する人に対する就職相談、社会福祉の専門知識・技術向上のための各種研修、社会福祉施設職員の処遇改善、人材確保等に関する相談など、社会福祉人材の育成を行う。

精神科救急情報センター（P33）

精神障害者や保護者などに対し、年間を通じて24時間体制で電話相談に応じるとともに、必要に応じて各医療機関との連携を図るなどの支援を行なう機関のこと。

広島いのちの電話、こころの電話（P33）

こころの健康に関する問題、悩み事などの相談を行う。

なお、「広島いのちの電話」は、24時間年中無休で対応している。

精神医療審査会（P34）

精神病院において、措置入院や医療保護入院などの強制的な入院が適正に行われているかどうか、入院中の処遇に問題はないかどうかを審査するための都道府県などに設置されている機関のこと。

生活訓練施設（P34）

精神障害のため、家庭において日常生活を営むのに支障のある精神障害者が、日常生活に適應できるように低額な料金で居室その他の設備を提供する施設のこと。

地域生活支援センター（P34）

在宅の精神障害者に対し，サービスの利用援助，社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援，ピアカウンセリング，介護相談，情報の提供などを総合的に行う機関のこと。

就学指導委員会（P37）

障害のある児童生徒の心身の障害の種類，程度などの判断について専門的見地から調査審議を行うため，都道府県及び市町村の教育委員会に設置されている機関。

学習障害（LD：Learning Disabilities）（P39）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

注意欠陥/多動性障害（ADHD）（P39）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力，及び/又は衝動性，多動性を特徴とする行動の障害で，社会的な活動や学業の機能に支障を来すものである。

高機能自閉症（P39）

3歳位までに現れ，他人との社会的関係の形成の困難さ，言葉の発達の遅れ，興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち，知的発達の遅れを伴わないものをいう。

法定雇用率（P40）

民間企業，国，地方公共団体は，「障害者の雇用の促進等に関する法律」により，一定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが定められている。

機 関 等		法定雇用率	法定雇用率が適用される機関等の規模
民間企業	一般の民間企業	1.8%	常用雇用者数56人以上の企業
	特殊法人等	2.1%	常用雇用者数48人以上の特殊法人及び独立行政法人
国，地方公共団体		2.1%	職員数48人以上の機関
ただし，都道府県等の教育委員会		2.0%	職員数50人以上の機関

重度身体障害者又は重度知的障害者については，それぞれ1人の雇用をもって障害者2人を雇用しているものとする。また，重度身体障害者又は重度知的障害者に限り，短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）についても，それぞれ1人の障害者を雇用しているとみなされる。

広島障害者職業能力開発校（P40）

障害者に対し，その能力や適性に応じた職業訓練を実施している。

職場適応訓練費，職場適応奨励金（P40）

職場適応訓練は，知事が事業主に委託し，事業所において障害者の能力や適性に応じた訓練を行う制度で，障害者に就業の自信を与え，職場環境に対する適応を容易にし，訓練終了後は事業所に引き続き雇用されることを期待して実施するもの。

職場適応訓練を受託する事業主に対して，職場適応訓練費（委託費）が，訓練生には訓練手当が支給される。また，訓練終了後，訓練生を引き続き常用雇用者として雇い入れ，一定の要件を満たす事業主に対しては，職場適応奨励金が支給される。

官公需（P41）

国や公団，地方公共団体等が，物品を購入したり，サービスの提供を受けたり，工事を発注したりすること。

小規模作業所（P41）

障害者の働く場として，障害者，親，職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ，運営されている作業所のこと。

法的に認められている身体障害者授産施設等と違い，無認可施設であるため，公的援助は少なく，財政基盤をはじめ，施設整備，施設運営全般とも十分な内容といえないものが多い。なお，平成12年の社会福祉法改正により社会福祉法人の設立要件が緩和され，今後法定施設への移行が期待される。

障害者福祉工場（P41）

作業能力はあるが職場の設備，構造，通勤時の交通事情等のため，一般企業に雇用されることの困難な障害者に職場を提供し，生活指導や健康管理のもとに健全な社会生活を営ませることを目的とする施設のこと。

広島県福祉のまちづくり条例（P44）

全ての県民が，自らの意思で自由に行動し社会参加できる，だれもが住みよいまちをみんなで作ることを目的として平成7年に制定した条例。多数の人が利用する建物，道路，公園等についてスロープや手すりを設けること等を定めている。

ノンステップバス（P44）

だれもが楽にバスに乗り降りできるように，バスの出入口の床を低くしたバス（低床バス）で，特に乗降口の階段を無くし，床の高さが地上面から30～35cm程度のもの。

優良建築物（P45）

多くの方々が利用する建築物の階段やトイレ等の施設について，バリアフリーに関する一定の基準を満たした建築物のことで，ハートビル法に基づく認定建築物及び広島県福祉のまちづくり条例に基づく適合建築物がある。

全身性障害者（P47）

肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者のこと。

自主防災組織（P50）

地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自覚，連帯意識に基づいて災害による被害の防止，軽減を図ることを目的に，自主的に結成された組織のこと。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（P50）

近年，県民の日常生活の場において発生する犯罪が増加し，犯罪の起こりやすい環境が広がりがつつあることから，事業者，ボランティアその他すべての県民と行政が一体となって，犯罪の起こりにくいまちづくりを進めることにより安全な県民生活の実現を図るために必要な事項を定めた条例。

被害情報収集提供機能（P50）

気象情報や被害情報を防災関係機関で共有し，迅速かつ的確な防災体制の構築を図ることを目的とした広島県防災情報システムの機能の一つ。

災害時に「人の被害」，「住家の被害」，「避難の状況」などの情報を市町村，消防，警察から収集するとともに，防災関係機関にこれらの情報を提供するもの。

なお，インターネットを通じて，全県の被害状況を集計したものを閲覧することができる。

市町村地域防災計画（P50）

災害対策基本法第40条の規定に基づき，市町村における地域住民の生命身体及び財産を災害から保護するため，防災に関して必要な組織体制及びこれを構成する関係諸機関の行うべき活動等を定めた総合的な防災計画のこと。

ファックス110番，聴覚障害者携帯メール110番（P50）

聴覚・言語に障害のある人が，事件・事故に遭ったり，見たときに，緊急通報としてファックスや携帯電話のメールにより，110番通報できるもの。

自然公園等施設（P53）

自然公園法や条例に基づき設置した自然公園（国立公園，国定公園及び県立自然公園），野外レクリエーション施設及び自然歩道において，自然とのふれあいの増進を目的に設置される施設の総称。登山道，展望園地，キャンプ場，公衆トイレ等がその代表例。

県立点字図書館（P54）

視覚障害者の福祉向上のため，点字・録音図書や雑誌の製作・貸出し，図書情報などの提供のほか，中途失明者のための点字指導などを行う視覚障害者情報提供施設のこと。

広島県聴覚障害者センター（P54）

聴覚障害者の福祉向上のため、聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセット・情報機器の貸出や聴覚障害者に対する相談などを行う聴覚障害者情報提供施設のこと。

SPコード（P55）

パソコンで作成した文書を黒と白の細かい点で構成される模様に変換したものであり、バーコードの20～200倍の情報量がある。専用の読取機を使って、音声・点字・テキストで出力することができる。



手話奉仕員（P56）

派遣依頼を受けて、聴覚障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者のこと。

要約筆記奉仕員（P56）

市町村等からの依頼により、中途失聴・難聴者等の意志伝達を仲介するとともに、大会等の場において講演内容等を頭上投影機（OHP）などを使用して要約筆記するほか、広報活動等に協力する者のこと。

点訳・朗読奉仕員（P56）

点訳奉仕員とは、点字図書製作、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者のこと。

朗読奉仕員とは、録音図書製作、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による対面朗読、広報活動等に協力する者のこと。

盲ろう者通訳介助者（P56）

盲ろう者に対して、指文字、触手話等のコミュニケーション手段を用いて、通訳・介助する者のこと。

発声訓練指導者（P56）

音声機能を喪失した者の社会復帰の促進を図るため、発声訓練指導を行う者のこと。

手話通訳者（P56）

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等につき理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者のこと。

広島県障害者施策推進協議会

障害者基本法及び広島県障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

この協議会において御意見を伺いながら、障害者プランを策定しました。

協議会委員一覧

(平成16年3月現在)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
会 長	森 田 博 方	広島県医師会常任理事
会長職務代理者	金 山 恭 正	広島県社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長
委 員	荒 川 信 介	広島県歯科医師会常務理事
委 員	上 原 千寿子	広島Y M C A健康福祉専門学校校長
委 員	副 島 宏 克	広島県手をつなぐ育成会理事
委 員	高 橋 和 子	広島県民生委員児童委員協議会理事
委 員	高 山 育 子	広島県精神障害者家族連合会監事
委 員	寺 尾 文 尚	広島県知的障害者福祉協会理事
委 員	橋 岡 恵 子	広島難病団体連絡協議会事務局次長
委 員	原 田 睦	広島県建築士会会長
委 員	日 浦 一 生	広島県雇用開発協会事務局長
委 員	前 川 昭 夫	広島県身体障害者団体連合会副会長
委 員	三 澤 昭 文	広島県身体障害者施設協議会顧問
委 員	宮 前 珠 子	広島大学医学部保健学科教授
委 員	村 上 和 弘	広島県市長会(因島市長)
委 員	元 廣 和 亨	広島県町村会(吉舎町長)
委 員	新 木 一 弘	広島県福祉保健部長
委 員	藤 井 秀 幸	広島県商工労働部長
委 員	吉 野 清 文	広島県土木建築部長
委 員	榎 田 好 一	広島県教育委員会事務局教育部長
委 員	石 本 順 三	広島県警察本部総務部長
策定に関わっていただいた前委員(委員当時の所属・役職名)		
会長職務代理者	寺 崎 喜美生	広島県社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長
委 員	石 井 みどり	広島県歯科医師会常務理事
委 員	塩 出 順 子	広島県知的障害者福祉協会
委 員	三 浦 公 嗣	広島県福祉保健部長
委 員	玉 川 博 幸	広島県商工労働部長
委 員	松 岡 清 史	広島県警察本部総務部長

(会長, 会長職務代理者及び県関係委員を除き50音順, 敬称略)

広島県障害者施策推進本部

障害者に関する施策等について，関係部局相互の密接な連携を確保しその総合的かつ効果的な推進を図るため，広島県障害者施策推進本部設置要綱に基づき設置されています。
この推進本部において総合調整を行いながら，障害者プランを策定しました。

組織構成一覧

(平成16年3月現在)

推 進 本 部		幹 事
本部長	副 知 事	出 納 長 室 出 納 総 務 室 長
副本部長	福 祉 保 健 部 長	総 務 企 画 部 管 理 総 室 総 務 室 長
本 部 員	総 務 企 画 部 長	総 務 企 画 部 財 務 総 室 財 政 室 長
	政 策 企 画 局 長	企 画 監
	地 域 振 興 部 長	地 域 振 興 部 管 理 総 室 地 域 振 興 総 務 室 長
	環 境 生 活 部 長	地 域 振 興 部 市 町 村 分 権 総 室 市 町 村 税 財 政 室 長
	環 境 局 長	環 境 生 活 部 管 理 総 室 環 境 生 活 総 務 室 長
	商 工 労 働 部 長	福 祉 保 健 部 管 理 総 室 福 祉 保 健 総 務 室 長
	農 林 水 産 部 長	福 祉 保 健 部 管 理 総 室 企 画 管 理 室 長
	土 木 建 築 部 長	福 祉 保 健 部 福 祉 総 室 身 体 障 害 者 福 祉 室 長
	空 港 港 湾 局 長	福 祉 保 健 部 福 祉 総 室 知 的 障 害 者 福 祉 室 長
	都 市 局 長	福 祉 保 健 部 保 健 医 療 総 室 保 健 対 策 室 長
	企 業 局 長	商 工 労 働 部 管 理 総 室 商 工 労 働 総 務 室 長
	副 出 納 長	商 工 労 働 部 雇 用 労 働 総 室 雇 用 対 策 室 長
	教 育 長	農 林 水 産 部 管 理 総 室 企 画 管 理 室 長
	警 察 本 部 総 務 部 長	土 木 建 築 部 管 理 総 室 土 木 建 築 総 務 室 長
	都 市 局 都 市 総 室 都 市 企 画 室 長	
	都 市 局 建 築 総 室 建 築 指 導 室 長	
	企 業 局 経 営 企 画 室 長	
	教 育 委 員 会 企 画 広 報 室 長	
	教 育 委 員 会 障 害 児 教 育 室 長	
	警 察 本 部 総 務 課 長	

年月日	策定経過
14. 4.23	平成14年度第1回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15. 2.20	平成14年度第1回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 3.19	平成14年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 3.14	広島県障害児(者)に関するアンケート調査の実施
15. 4.17	関係障害者団体の意見・要望調査
15. 5. 8	平成15年度第1回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 5.12	平成15年度第1回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15. 5.21	平成15年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 7. 4	平成15年度第2回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 7.16	平成15年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 7.22	平成15年度第2回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15. 9. 4	平成15年度第3回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 9.10	平成15年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 9.16	平成15年度第3回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15.10.15	市町村へ中間報告説明・意見聴取
15.10.21	
15.10.24	パブリックコメント(県民意見募集)の実施
15.11.14	パブリックコメント(県民意見募集)の終了
16. 1.14	平成15年度第4回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
16. 1.21	平成15年度第4回広島県障害者施策推進協議会の開催
16. 2. 9	平成15年度第4回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
16. 3	最終報告公表

広島県障害者プラン

～地域で支え合い共に生きる社会をめざして～

平成16(2004)年3月

発行 広島県

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-228-2111(代表)

<http://www.pref.hiroshima.jp>

編集・印刷 株式会社ニシキプリント(障害者多数雇用事業所)



「紅い花」奥本澄子（社会福祉法人広島岳心会 野呂山学園）
アート・ルネッサンス2004入選作品